

令和7年6月1日に 「改正労働安全衛生規則」が施行されます

罰則付き

職場における熱中症対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

死亡災害が2年連続で30人レベル。

そのほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



判断する



対処する



現場における対応

現場の実態に
即した
具体的な対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、
迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の
「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が
事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者
への周知。

※ 報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等
熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図を参考例として）
の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。



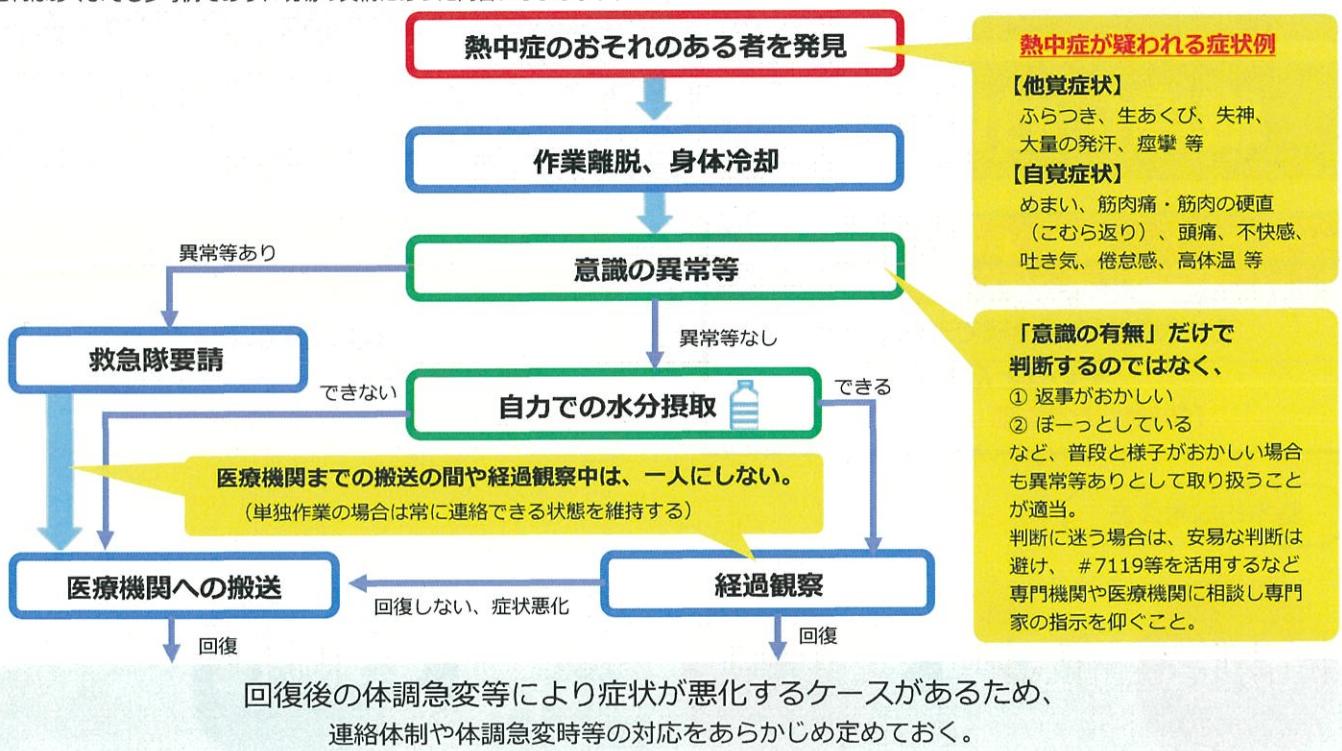
ひと、くらし、あらいのため
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・兵庫労働局・労働基準監督署

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



“いつもと違う”と思ったら、熱中症を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方が
おかしい

汗が止まらない／汗がない



何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの、
ちょっとへン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに
反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る